

埼玉県目標設定型排出量取引制度

令和2年度排出量取引セミナー

排出量取引の実務について

埼玉県 環境部 温暖化対策課

令和2年11月12日(木)

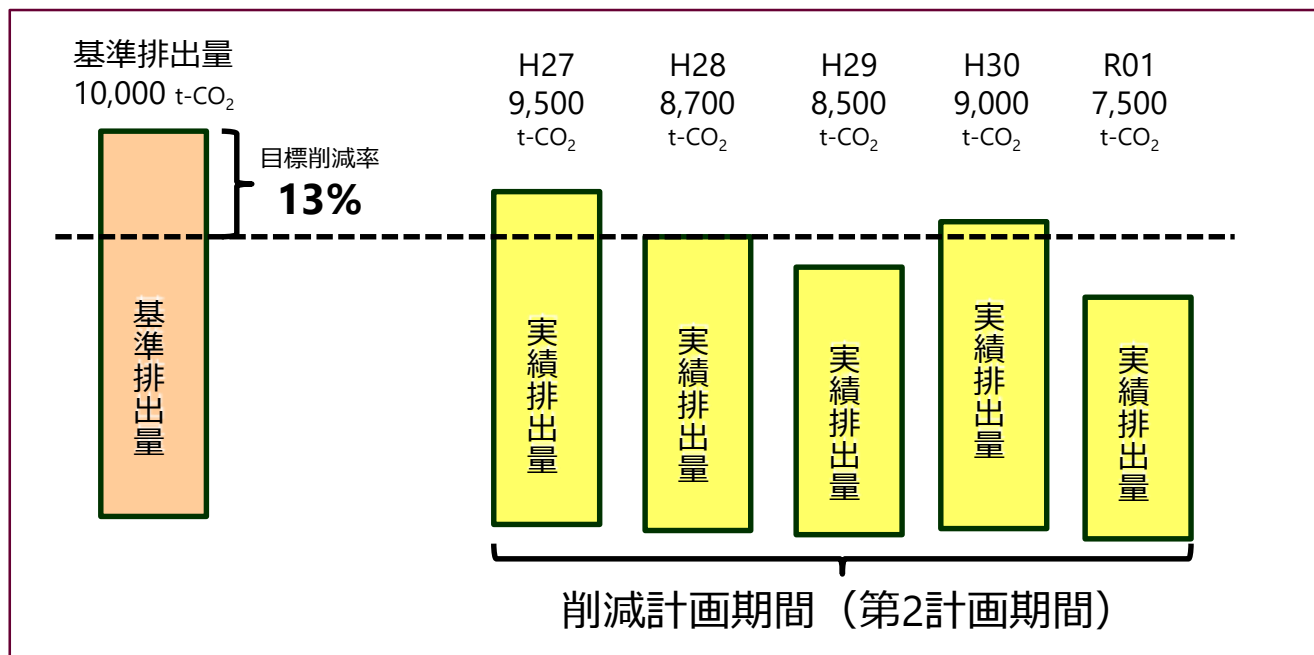
説明内容

1. 目標設定型排出量取引制度の概要
2. 排出量取引の手続き

1 排出量取引制度の概要

自らのCO₂排出量の削減による目標達成の評価方法①

自らのCO₂排出量の削減により達成の場合



排出上限量 43,500 t-CO₂ > 実績排出量 43,200 t-CO₂

(10,000 × 5年間 × 100-13%)

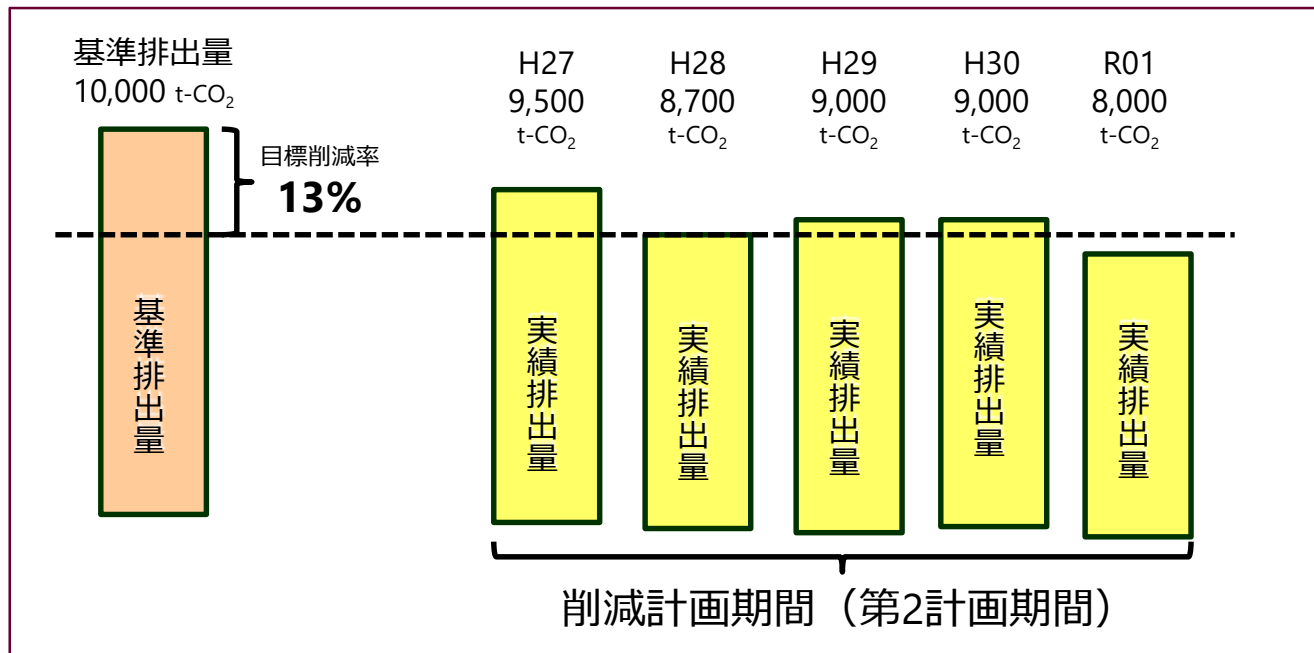
(9,500 + 8,700 + 8,500 + 9,000 + 7,500)

達成 (排出量取引不要)

1 排出量取引制度の概要

自らのCO₂排出量の削減による目標達成の評価方法②

自らのCO₂排出量の削減では非達成の場合



排出上限量 43,500 t-CO₂ < 実績排出量 44,200 t-CO₂

(10,000 × 5年間 × 100-**13%**)

(9,500 + 8,700 + 9,000 + 9,000 + 8,000)

非達成 = 排出量取引が必要※

※ 第1計画期間から持ち越したクレジット等による目標達成も可能

1 排出量取引制度の概要について

削減目標に対する達成状況の確認方法

最終的には、県からの「目標達成状況確認通知書※」で確認

※ 第2計画期間（H27～R1年度）の検証結果報告書が全て提出され、県の審査が完了した事業所から順次発送。

口 座 番 号	110-100-0000000000000000-00					
削 減 期 間	平成27年度～令和元年度					
目 標 達 成 状 況	未達成					
排出量等の状況 (t-CO ₂)						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	削減期間合計
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
目標削減率	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	
排出削減目標量						7,500
エネルギー起源CO ₂ 排出量	8,500	9,000	8,000	8,500	9,000	43,000
排出削減量	1,500	1,000	2,000	1,500	1,000	7,000
発行可能な超過削減量						-
目標達成のために必要な充当量						500
(備考)						
基準年度（既に基準排出量を変更した場合は最終変更日）以降で削減期間最終年度までの間に、基準排出量変更の要件（裏面参照）に該当する場合、速やかに県と変更の協議を行ってください。なお、その場合、本通知は無効となります。						

達成状況
「達成」 or 「未達成」

削減目標量
(計画期間の合計)

基準排出量から
実際に削減された量
(計画期間の合計)

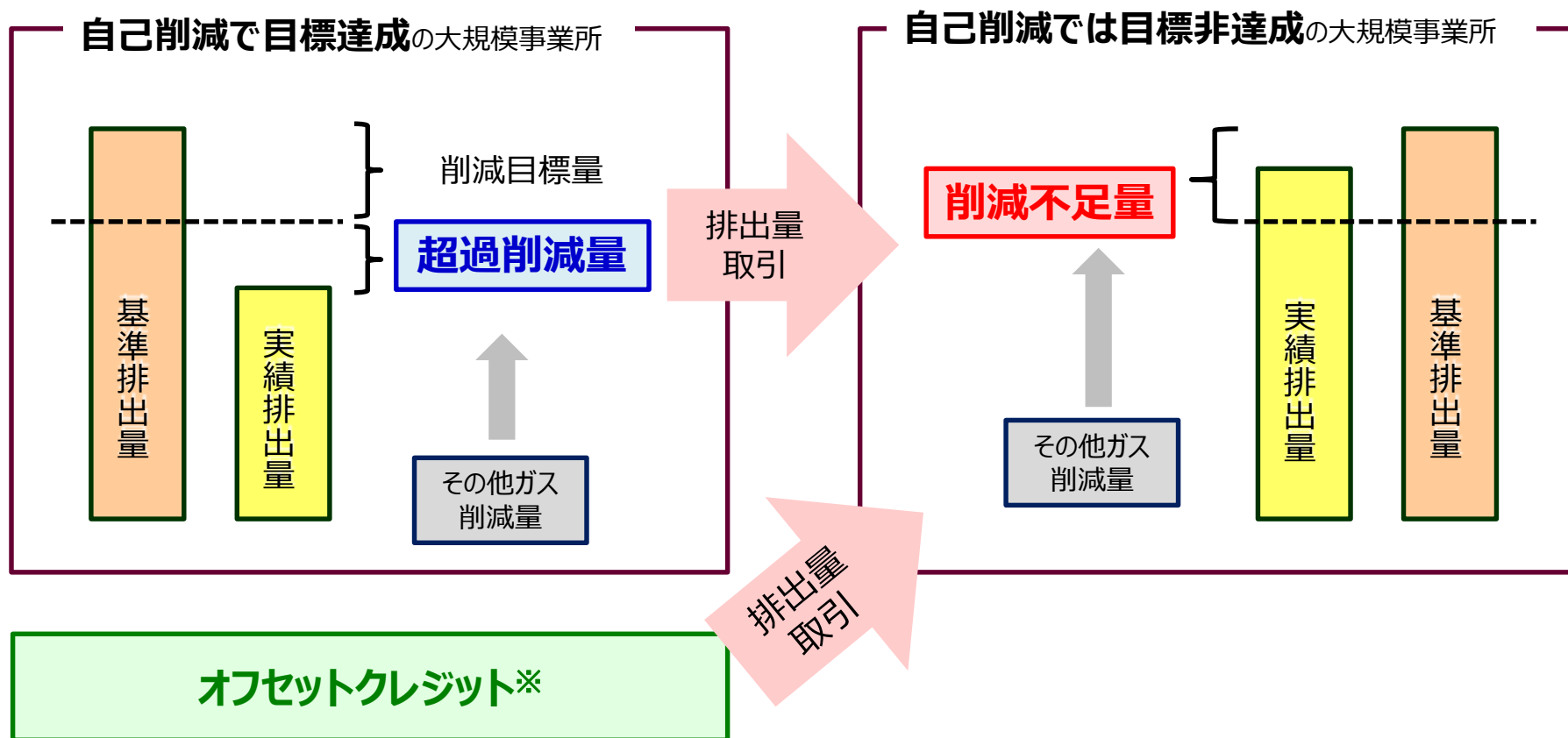
(上段) 目標を上回って削減された量
(「達成」の場合に記載)
(下段) 削減不足量
(「未達成」の場合に記載)

この例では、「目標量 7,500 t-CO₂」に対して「削減量 7,000 t-CO₂」なので「500 t-CO₂」の削減不足 (未達成)

1 排出量取引制度の概要

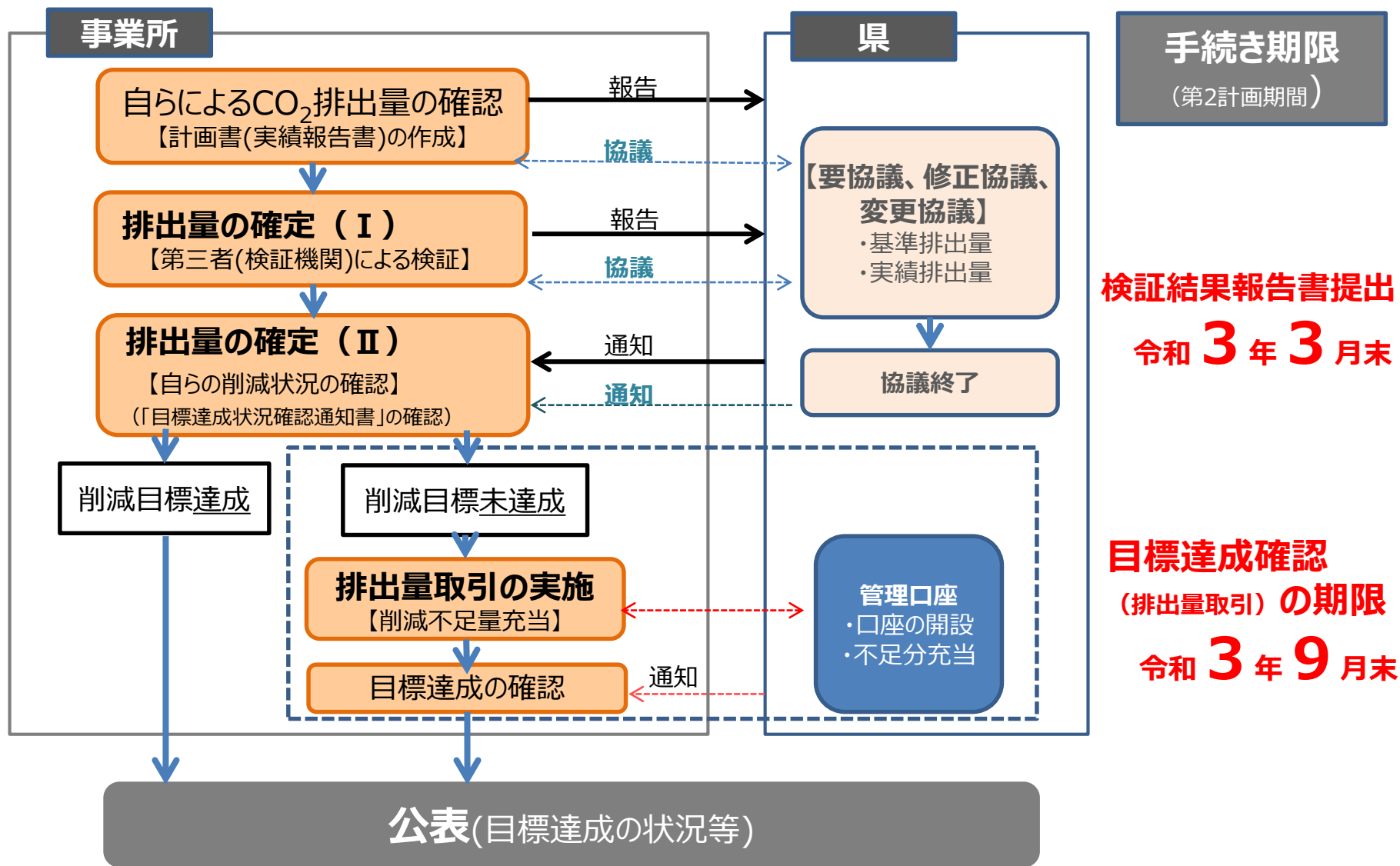
排出量取引による目標達成方法

自らのCO₂排出量の削減では非達成の場合、削減不足量について他の大規模事業所の**超過削減量**、**オフセットクレジット**を排出量取引により取得して、不足分に充当



※中小クレジット、再エネクレジット、東京連携クレジット等

1 排出量取引制度の概要について 目標達成までの流れ



1 排出量取引制度の概要について

利用できるクレジット等の種類

1 超過削減量

大規模事業所（制度対象事業所）において、目標を上回って削減された量

2 その他ガス削減量

大規模事業所（制度対象事業所）において、
その他ガス（非エネルギー起源CO₂、CO₂以外の温室効果ガス）について、削減された量

- ※ その大規模事業所の削減量としてのみ認められます。（他の事業所への振替はできません）
- ※ 削減量をモニタリングする前に、あらかじめ計画の申請・承認が必要です
- ※ 第三者による検証が必要です

3 県内中小クレジット

埼玉県内の中小規模事業所（制度対象外の事業所）において、設備更新対策により削減された量

- ※ 認められる削減対策には、制限があります
- ※ 削減対策（工事）を実施する前に、あらかじめ計画の申請・承認が必要です
- ※ 第三者による検証が必要です

4 県外クレジット

大規模事業所に相当する規模の埼玉県外（東京都外）の事業所において、
エネルギー起源CO₂について、削減された量

- ※ 対象とできる事業所の規模、クレジット化できる量、充実に利用できる量に制限があります
- ※ 対象の県外事業所は、オフィス系・工場系の区分なく、15%の目標削減率（第2計画期間）が設定されます
- ※ 第三者による検証が必要です
- ※ 第2計画期間での算定は、平成28年9月末までに申請があったものです

1 排出量取引制度の概要について

利用できるクレジット等の種類

5 再エネクレジット（環境価値換算量）

本制度で認定された設備で生じた再生可能エネルギーの環境価値換算量

- ※ 再エネの種類によっては、第2計画期間まで1.5倍の割増を受けられます
- ※ 発電量等を計測する前に、あらかじめ設備認定の申請・承認が必要です
- ※ 第三者による検証が必要です

6 再エネクレジット（その他削減量）

他制度で認証された環境価値（グリーンエネルギー証書など）をクレジット化したもの

- ※ 再エネの種類によっては、第2計画期間まで1.5倍の割増を受けられます
- ※ 他制度において認証を受けていますので、本制度での改めての検証は不要です

7 森林吸収クレジット

埼玉県森林CO₂吸収量認証制度及びJ-クレジット制度等（森林管理に係るもの）で創出されたクレジット

- ※ 埼玉県内の森林管理に係るものは、1.5倍の割増を受けられます
- ※ 埼玉県森林CO₂吸収認証制度クレジットは、認証を受けた事業者しか利用できません（他者への振替できません）
- ※ 他制度において認証を受けていますので、本制度での改めての検証は不要です

8 東京連携クレジット

東京都「総量削減義務と排出量取引制度」で創出された、超過削減量、都内中小クレジットです

- ※ 東京都制度において検証を受けていますので、本制度での改めての検証は不要です
- ※ 超過削減量は、東京都制度において義務履行が確認されたものに限りです

1 排出量取引制度の概要について 達成状況の公表

事業所ごとの達成状況は、公表されます。

全事業所の目標の達成状況について、
埼玉県ホームページにおいて公表します。

○第1削減計画期間の達成状況公表ページ
(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/sakugen.html>)

目標設定型排出量取引制度における第1計画期間の大規模事業所の状況

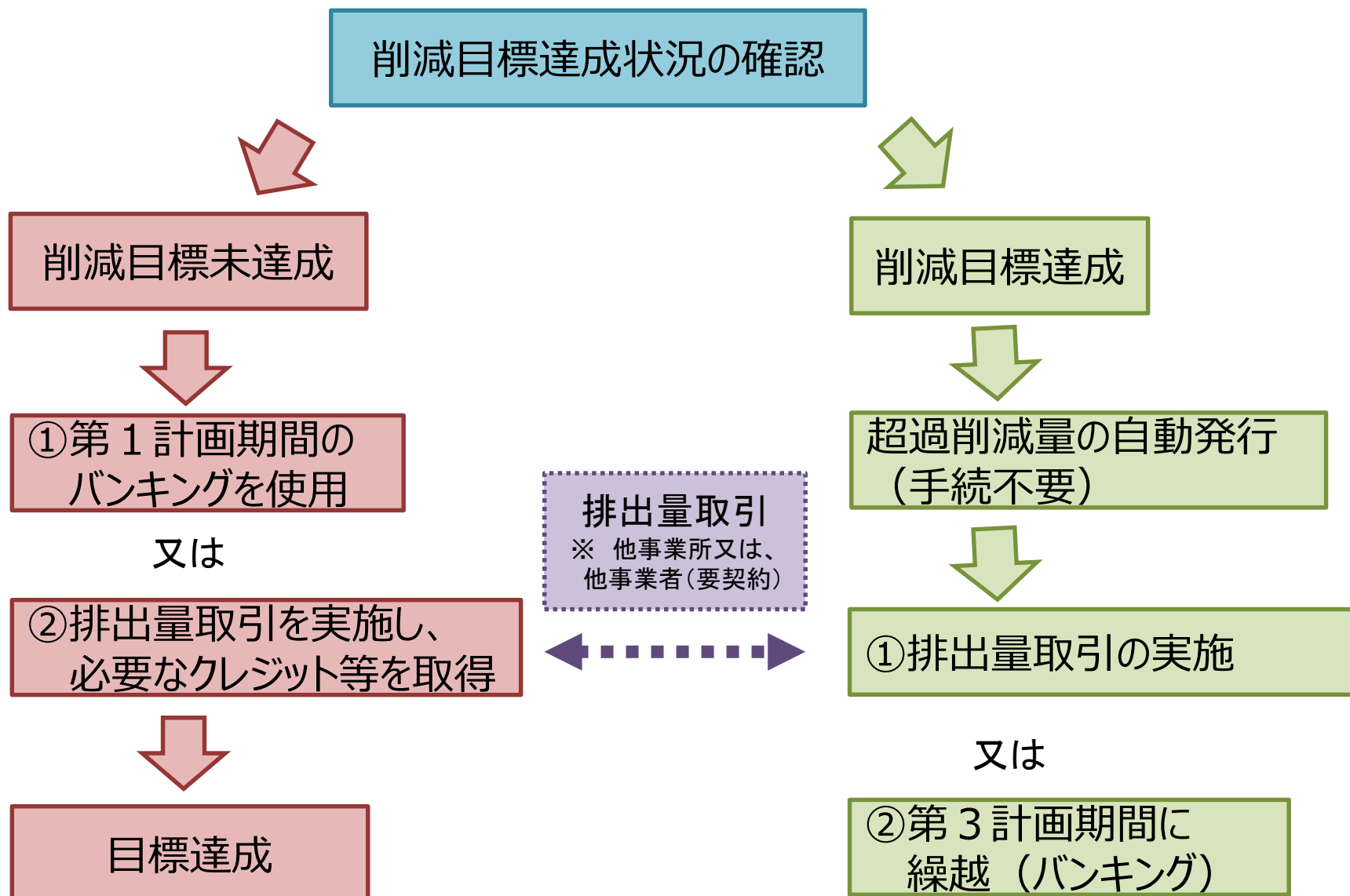
本表は、埼玉県環境部が実施する排出量取引制度の第1計画期間（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の達成状況を公表しています。本表は、排出量取引制度の導入による削減効果の検証と、排出量取引制度の普及促進を図るため、公表しています。本表は、排出量取引制度の導入による削減効果の検証と、排出量取引制度の普及促進を図るため、公表しています。

事業所番号	事業所名称	削減率	削減率				削減率	削減率	削減率	削減率	削減率	削減率	削減率
			削減率	削減率	削減率	削減率							
00001	埼玉県庁	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
00002	埼玉県環境部	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
00003	埼玉県庁	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
00004	埼玉県環境部	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
00005	埼玉県庁	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
00006	埼玉県環境部	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
00007	埼玉県庁	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
00008	埼玉県環境部	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
00009	埼玉県庁	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
00010	埼玉県環境部	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
00011	埼玉県庁	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
00012	埼玉県環境部	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
00013	埼玉県庁	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
00014	埼玉県環境部	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
00015	埼玉県庁	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
00016	埼玉県環境部	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
00017	埼玉県庁	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
00018	埼玉県環境部	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
00019	埼玉県庁	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
00020	埼玉県環境部	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

2. 排出量取引の手続きについて

2 排出量取引の手続きについて

排出量取引手続き（全体）

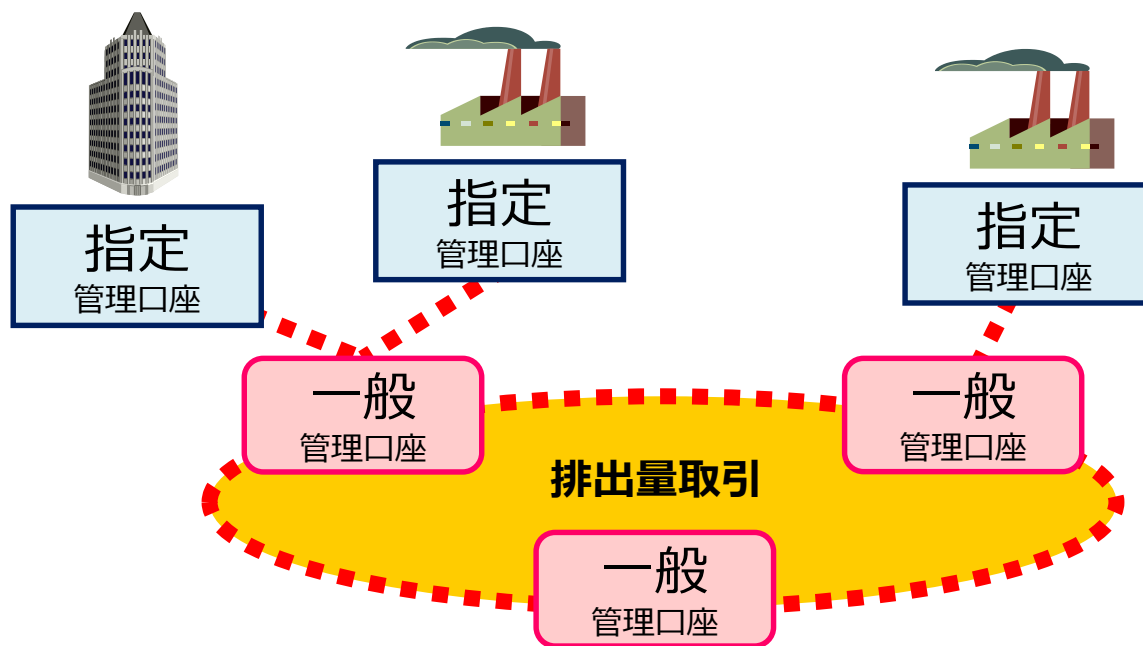


2 排出量取引の手続きについて 管理口座の役割

排出削減状況やクレジット所有状況は、口座で管理。

指定管理口座 大規模事業所の削減状況を記録する口座
(自動的に開設済み)

一般管理口座 クレジットの所有状況を記録し、取引を行うために使用する口座
(口座開設申請が必要)



※ 一般管理口座は
埼玉県への申請により
埼玉県の削減量口座簿に開設

2 排出量取引の手続きについて 管理口座の開設

一般

一般管理口座は、取引を行う事業者が開設（申請必要）。

- 排出量取引を行う事業者は、一般管理口座を開設してください。
- 取引見込みの事業者もあらかじめ開設してください。
- 同一法人内で取引をする場合も開設が必要です。
- 複数の大規模事業所を有する事業者は、開設は1口座でも構いません。
- 既に開設されている事業者であり、指定管理口座との関連付けを行っていない場合は、「関連付け申請書」を提出してください。

申請書類

- ・ 一般管理口座開設申請書（代表者印の印鑑証明書と同じ印を押印する）
- ・ 印鑑証明書（既に提出している証明書から変更がない場合はコピーでも可）
- ・ 別添（口座の開設要件に係る事項、公表を希望する事項、関連付けを希望する指定管理口座等に関する情報）

開設されましたら、開設通知書をお送りします。

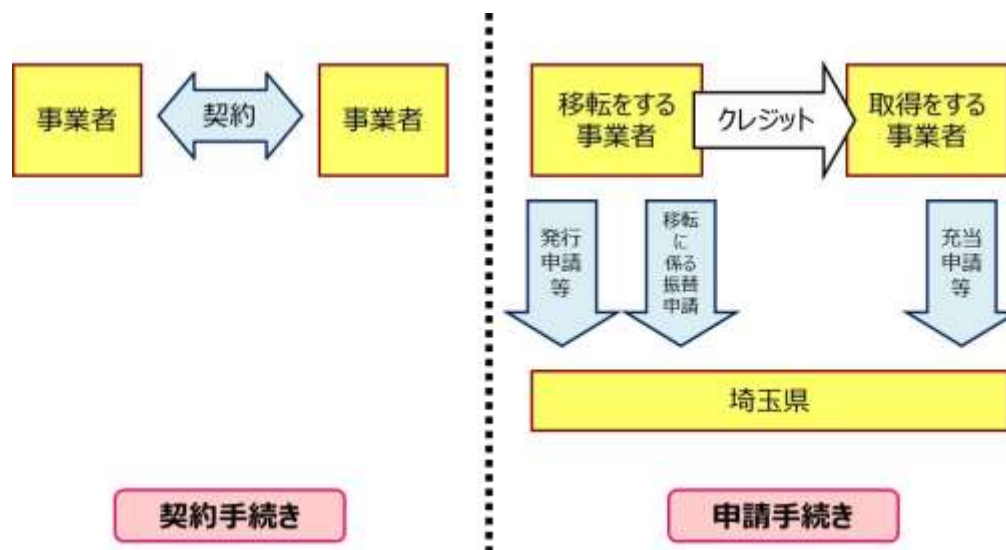
大規模事業者以外に限り、計画期間ごとに更新申請が必要です。
(令和3年9月までに申請)

2 排出量取引の手続きについて

排出量取引の基本

- 県の排出量取引は相対取引
- 取引価格は、取引する当事者同士の交渉・合意により決定
- 取引価格に対する上限価格、下限価格等の制約はない
- 契約手続きは取引事業者間で実施

(実際のクレジット等の移転については埼玉県に申請)



2 排出量取引の手続きについて 契約相手の選定例

- 同一法人や関連法人等の付き合いのある事業者から選定
制度対象となる大規模事業所は県HPで公表しています
- 県HPでクレジットの所有を公表している事業者から選定
 - ・ 事業者の希望により保有状況は県HPで公表しています
 - ・ クレジット等の売却を希望する事業者の一覧についても県HPで公表しています
- クレジットの仲介事業者から選定
県制度での取引仲介を希望する仲介事業者の一覧は、県HPで公表しています
(注意) 県と仲介事業者との関係は一切ありません。また、県が、一覧表掲載の仲介事業者との取引を推奨するものではありません。
- グリーンエネルギー証書発行事業者やJ-クレジット等を取扱う事業者から選定

2 排出量取引の手続きについて

契約相手の選定時の留意点

- **取引に必要な口座を開設しているか**
- **取引を希望する量のクレジットを所有しているか**
- **埼玉県制度の目標達成に利用できるクレジットであるか**

県HPで口座開設状況や所有状況が公表されています。
(公表を希望している事業者のみ、定期的に更新)
発行や振替を受けた記録は、「発行通知書」「振替通知書」等により確認できます。
(発行や振替を申請した事業者に対し、埼玉県が通知を発行します)
また、最新の所有状況は、「削減量口座簿記録事項証明書」により確認できます。
(口座名義人からの申請により、口座名義人に対し、埼玉県が証明書を発行します)
- **希望する時期に取引をすることが可能か**

埼玉県への口座開設、発行、振替の申請については、一定の処理期間を要します。
取得後の充当手続きに要する期間も考慮して、期限に間に合うか検討してください。
- **取引予定価格はいくらか**

価格は取引当事者の合意により決定されます。
定価等はありません。また無償であつても構いません。
契約相手の選定にあたっては、複数者から見積もり等を徴取することをお勧めします。
また、ロット（購入単位）により価格は変動することが一般的です。

2 排出量取引の手続きについて

契約手続き

手続きの不履行や、料金未払い等のトラブル等を防止するため契約書を作成して、契約を締結することをお勧めします。

契約書において取り決める事項の例 ①

- ・振替を行う口座、クレジットの種類、識別番号（シリアル番号）
複数のオフセットクレジット等を所有する事業者と取引する場合で、希望するオフセットクレジットを取得したい場合は識別番号などを用いて、取引を行うクレジットを明確にしましょう。
- ・振替を実行する時期（期限、予定日）
振替実行は、申請書の提出を受けて、県が行います。申請書に実行希望日を記入することができますが、一定の事務処理期間を要しますので、希望日どおりの実行ができない場合があります。また申請書類の不備などによっては、大きく手続きが遅れる可能性もあります。希望日どおりの実行ができなかった場合の対応なども取り決めておきましょう。

2 排出量取引の手続きについて

契約手続き

契約書において取り決める事項の例 ②

・申請手続きを履行すること

振替に関する申請手続きは、契約当事者のうち、一者が行います。

(所有するクレジットが減少する事業者しか申請手続きはできません)

手続きを確実に履行する規定を、契約書に明記しましょう。

・振替実行完了の確認方法

振替通知は、申請者（所有するクレジットが減少する事業者）にしか発行されません。

振替実行確認の方法をあらかじめ定めておきましょう。

〔 減少する事業者に発行される振替通知書の写しを、増量する事業者に渡す
増量する事業者が、県に対し削減量口座簿記録事項証明書の交付を申請する 等 〕

・履行確認と代金支払い

契約の履行確認と、代金支払いの時期・方法を定めておきましょう。

・契約不履行時の対応

振替申請が履行されない、代金の支払いが履行されない

虚偽の申請により発行・振替が行われたクレジットだった、など

契約の内容が履行されなかった場合の対応についても定めておきましょう。

〔 例：期日までに代金が支払われなかった場合は、
買主がクレジットを移転元に戻す申請をすることを義務付ける、等 〕

2 排出量取引の手続きについて

排出量取引に関する会計処理

目標設定型排出量取引制度に係る会計処理を行う際の実務上の参考として

「目標設定型排出量取引制度に係る会計処理に関する基本的考え方」

を公表しています。（平成24年6月 埼玉県 環境部）

✓ 各取引場面での仕訳例を含む具体的な会計処理の一例の提示

■ 留意事項

- ✓ この「基本的考え方」は、排出量取引に係る会計処理の一例を示したものであって、新たに本県が会計基準を定めるものではありません。
- ✓ そのため、実際の実務に当たっては、ご担当の公認会計士に相談しながら会計処理するようお願いいたします。

以下のページからダウンロードできます
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/guideline.html>

2 排出量取引の手続きについて

排出量取引に関する税務

排出量取引に係る税務上の取扱いについては、
関東信越国税局の法人税に係る文書回答事例

「埼玉県条例に基づく目標設定型排出量取引制度に
おける排出量取引に係る税務上の取扱いについて
(平成27年3月19日回答)」

を参考にしてください。

- ※ 一般的な事例に対する回答ですので、個々の具体的な事例には適用されない場合があります。
- ※ 個々の事業者の申告内容等を拘束するものではありません。

以下のページから閲覧できます
<https://www.nta.go.jp/about/organization/kantoshinetsu/bunshokaito/hojin/150330/index.htm>

2 排出量取引の手続きについて

契約等に係る参考URL

「指針・要綱・ガイドライン」

(口座簿に係る要綱、取引ガイドライン 等)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/guideline.html>

「大規模事業所の排出状況・削減状況」

(県内大規模事業所の一覧)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/sakugen.html>

「管理口座の開設状況、クレジット等の発行・所有状況」

(クレジットの所有状況等)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikikouza.html>

「排出量取引の契約手続き（準備・相手の選定・契約の締結・事後確認）」

(契約上の注意点、契約書の参考様式 等)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikitejun.html>

「申請・届出・クレジット様式集」

(クレジットの手続きに関する様式 等)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

2 排出量取引の手続きについて

パターン別 目標達成に係る申請手続き一覧

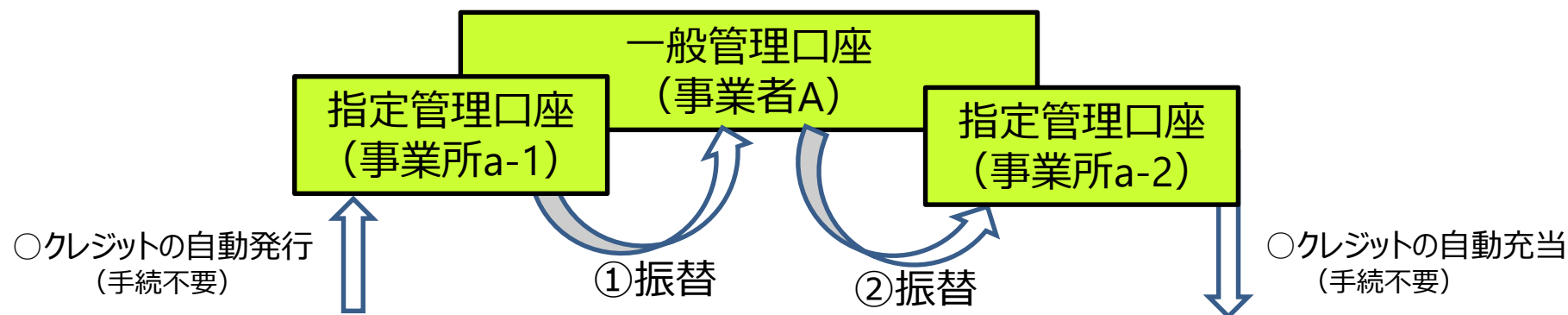
- <パターン①> **自社の他事業所の超過削減量による目標達成の場合** (P 2 5 参照)
 - ・ 事業所間で取引を行い目標達成する方法です。
- <パターン②> **自社のオフセットクレジット※による目標達成の場合** (P 2 6 参照)
 - ・ オフセットクレジットを使用して目標達成する方法です。
- <パターン③> **他の事業者の持つ超過削減量による目標達成の場合** (P 2 7 参照)
 - ・ 他の事業者と取引を行い目標達成する方法です。
- <パターン④> **他の事業者のオフセットクレジット※による目標達成の場合** (P 2 8 参照)
 - ・ 他の事業者が持つオフセットクレジットを取得することで目標達成する方法です。
- <パターン⑤> **東京都の事業者の持つ超過削減量による目標達成の場合** (P 2 9 参照)
 - ・ 東京都の事業者が持つ超過削減量を取得することで目標達成する方法です。

※ オフセットクレジットとは、利用できるクレジット等のうち再エネクレジットや森林吸収クレジット等のこと。

2 排出量取引の手続きについて

目標達成に係る申請手続きの流れ・提出書類（パターン①）

自社の他事業所の超過削減量による目標達成



【提出書類（提出者：事業者A）】

- ①振替 「振替可能削減量振替申請書」 (様式第10号)
- ②振替 「振替可能削減量振替申請書」 (様式第10号)

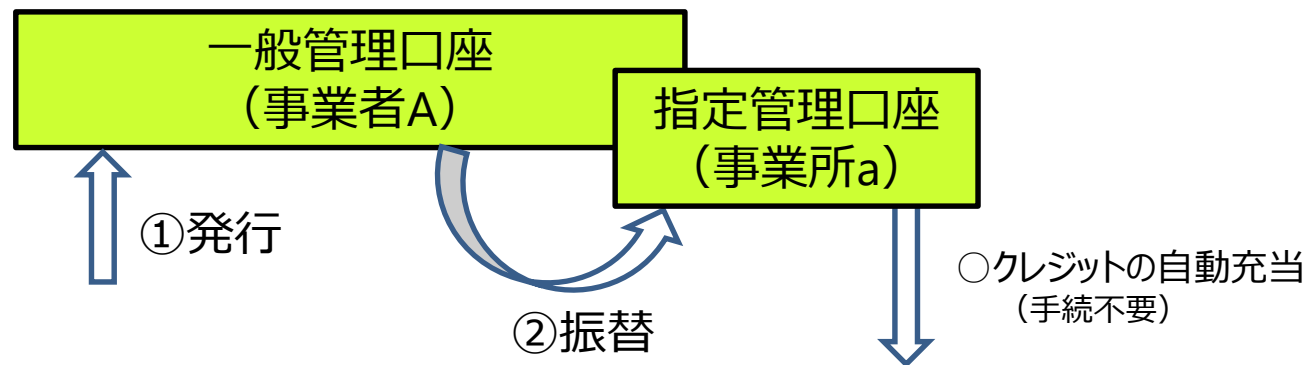
「印鑑証明書」 (既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要)

- ※ ①～②は同時申請可能です
- ※ それぞれの申請に対してその結果を県から通知します
- ※ 一度、一般管理口座から指定管理口座に振替した超過削減量やオフセットクレジットは再度、一般管理口座に振替することができなくなります。

2 排出量取引の手続きについて

目標達成に係る申請手続きの流れ・提出書類（パターン②）

自社のオフセットクレジット（再エネクレジット等）による目標達成



【提出書類（提出者：事業者A）】

①発行 「振替可能削減量等発行等申請書」（様式第12号）

②振替 「振替可能削減量振替申請書」（様式第10号）

「印鑑証明書」（既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要）

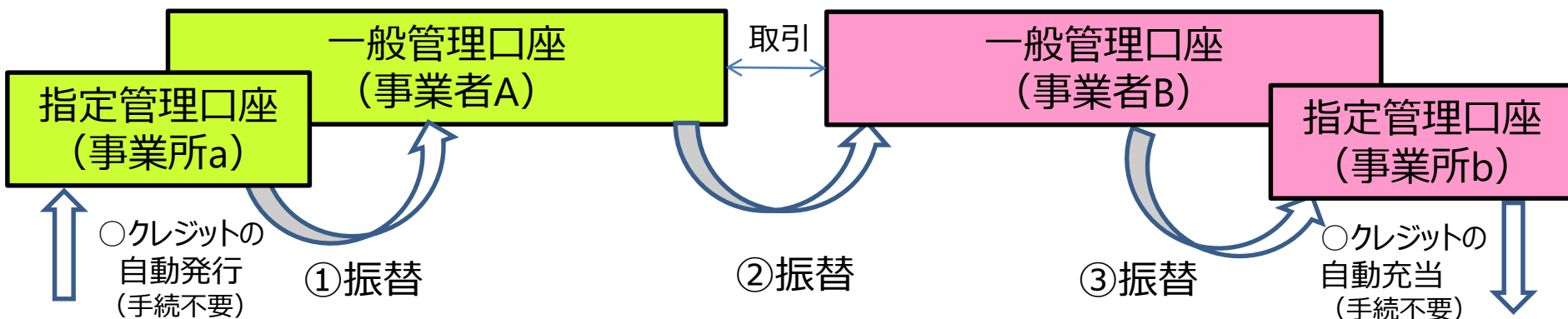
※ ①,②は同時申請可能です

※ それぞれの申請に対してその結果を県から通知します

2 排出量取引について

目標達成に係る申請手続きの流れ・提出書類（パターン③）

他の事業者の持つ超過削減量による目標達成



【提出書類（提出者：事業者A）】

- ①振替 「振替可能削減量振替申請書」 (様式第10号)
- ②振替 「振替可能削減量振替申請書」 (様式第10号)

※ ①,②は同時申請可能です (①の手続き後に、削減量口座簿記録事項証明書を確認してから契約することをお勧めします)

②振替に対する県のお知らせ発行後

【提出書類（提出者：事業者B）】

- ③振替 「振替可能削減量振替申請書」 (様式第10号)

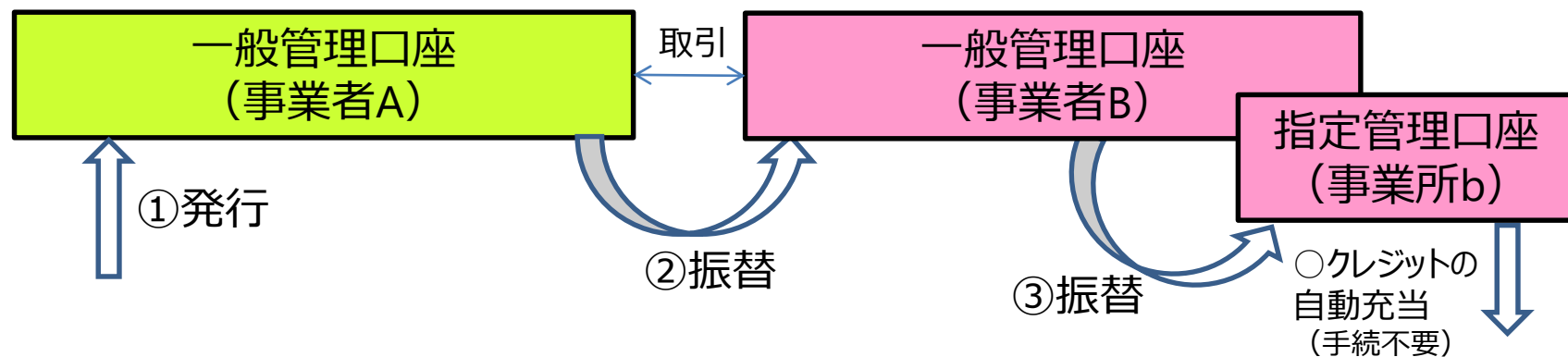
※ それぞれの申請に対してその結果を県から通知します

※ A,Bの間に仲介業者等の一般管理口座が入る場合もあります

2 排出量取引の手続きについて

目標達成に係る申請手続きの流れ・提出書類（パターン④）

他の事業者のオフセットクレジット（再エネクレジット等）による目標達成



【提出書類（提出者：事業者A）】

- ①発行 「振替可能削減量等発行等申請書」（様式第12号）
- ②振替 「振替可能削減量振替申請書」（様式第10号）

※ ①,②は同時申請可能です（①の手続き後に、削減量口座簿記録事項証明書を確認してから契約することをお勧めします）



②振替に対する県のお知らせ発行後

【提出書類（提出者：事業者B）】

- ③振替 「振替可能削減量振替申請書」（様式第10号）

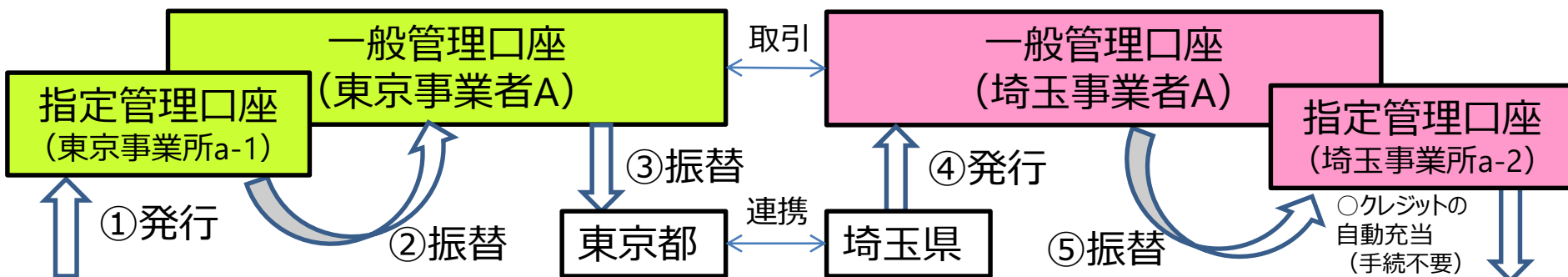
※ それぞれの申請に対してその結果を県から通知します

※ A,Bの間に仲介業者等の一般管理口座が入る場合もあります

2 排出量取引の手続きについて

目標達成に係る申請手続きの流れ・提出書類（パターン⑤）

東京都の事業者の超過削減量による目標達成



【提出書類（提出者：事業者A）⇒（提出先：東京都）】

- ①発行 「振替可能削減量等発行等申請書」（東京都様式）
- ②振替 「振替可能削減量振替申請書」（東京都様式）
- ③振替 「振替可能削減量振替申請書」（東京都様式）
- ※ ①～③の申請については東京都にお問い合わせください

③に対する東京都の「クレジット等の減少記録を証明する書類」発行後

【提出書類（提出者：事業者A）⇒（提出先：埼玉県）】

- ④発行 「振替可能削減量等発行等申請書」（様式第12号）
- ⑤振替 「振替可能削減量振替申請書」（様式第10号）
- ④発行の際添付必要な書類 東京都発行の「クレジット等の減少記録を証明する書類」
- ※ ④、⑤は同時申請可能で、それぞれの申請に対してその結果を県から通知します

- ※ 取引の間に仲介業者等の一般管理口座が入る場合もあります
- ※ 東京都から移転可能なクレジットは都制度の超過削減量、都内中小クレジット、埼玉連携クレジットです
- ※ 都への移転も逆の手順で行うことができます
- ※ 都へ移転可能なクレジットは県制度の超過削減量、県内中小クレジット、東京連携クレジットです

2 排出量取引の手続きについて

発行申請書の記入方法（オフセットクレジット）

オフセットクレジット（再エネクレジット等）は、一般管理口座に発行します。

● 申請者

口座名義人又は口座管理者

● 申請書類

振替可能削減量等発行等申請書

※代表者の印は印鑑証明書の印を使用してください。
（口座に係る全ての申請に共通）

※クレジットごとの詳しい添付書類については個別にご相談ください

※認定等の申請と発行申請の同時申請可能

様式第13号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)
埼玉県知事

さいたま市浦和区高砂
〇〇-〇〇-〇〇
株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〔店人にあつては名義、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地〕

振替可能削減量等発行等申請書

埼玉県削減量口座簿規程(暫定)第13条第4項、第5項、第6項の規定により振替可能削減量等の発行又は振替を次のとおり申請します。

口座番号	110-110-00000000###-00	管理口座の種類	一般
口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称		
	事業所の所在地		
	事業所番号		
振替可能削減量に係る情報	種別	再エネクレジット	
	発行又は振替の数量	〇〇t-CO ₂	
	削減可能削減量(削減削減量を除く。)の認定(認証)番号	〇〇〇〇〇	
添付書類	別添のとおり		
振替可能削減量等の管理を行う非営等の連絡先	別添のとおり		
〔交付欄〕			

印鑑証明書の印

記入不要

備考 交付欄には、記入しないこと。

(日本工業規格A列4番)

2 排出量取引の手続きについて クレジットの発行（保有）情報を 公表（変更）したい場合に提出する書類

- 県では、排出量取引を円滑に運用するため、公表を希望するクレジット等の保有情報を県ホームページで公表しています。
- 公表を希望する場合は、下記の書類を提出してください
- 口座ごと、クレジットの種類ごとに記載してください
- 公表項目は以下のとおり
 - ・ 口座番号、口座名義人名称
 - ・ クレジットの種類
 - ・ クレジットの発行（保有）量

【備考】 別途、クレジットの保有している口座の振替可能削減量等の管理に関する事項のうち、公表を希望する事項についても確認してください

振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 さいたま市浦和区高砂
〇〇-〇〇-〇〇
氏名 株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 **印**

〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

私は、振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について、下記のとおり希望します。

記

口座番号	振替可能削減量等に係る情報*	公表希望の有無（有・無のどちらかを選択）		
		口座番号及び口座名義人の名称	振替可能削減量の種類	振替可能削減量の発行（保有）量
110-100-00000000####-00	超過削減量	有り ・無し	有り ・無し	有り ・無し
110-110-00000000####-00	再エネクレジット	有り ・無し	有り ・無し	有り ・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し

※ 振替可能削減量等の発行時においては認定（認証）番号を記入する。（超過削減量及びその他ガス削減量の場合は記入不要）
※ 振替可能削減量等の保有量に係る情報の公表においては、種類及び識別番号を記入する。

印鑑証明書の印

● 提出書類

(1) 振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について

(2) 印鑑証明書

（既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要）

（公表先URL）
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikikouza.html>

2 排出量取引の手続きについて 振替申請書の記入方法 (超過削減量・オフセットクレジット共通)

● 申請者

クレジット移転元の口座名義人

● 申請書類

振替可能削減量振替申請書

● 添付書類

(1) 印鑑証明書

(既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要)

(2) 振替可能削減量等の発行等に 係る情報の公表について **(任意)**

様式第1号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)
埼玉県知事

さいたま市浦和区高砂
〇〇-〇〇-〇〇
株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
〔法人においては名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地〕

振替可能削減量振替申請書

埼玉県削減量口座簿申振替額第1条第1項又は第14条の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減少の記録がとられる口座情報	口座番号	110-110-00000000####-00	管理口座の種類	一般
増加の記録がとられる口座情報	口座番号	110-100-00000000####-00	管理口座の種類	指定
	口座名義人の氏名又は名称 (口座に係る大企業の場合は振替事務所の所在地も記載する。)	株式会社〇〇 〇〇工場 〇〇市〇〇△△-△△-△△ 〇〇〇〇〇〇		
振替の原因となった事由	振替の希望日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
振替可能削減量に係る情報	振替の数量 削減番号	超過削減量 〇〇t-CO ₂ 又は 全量		
1単位当たりの取引価格		〇〇円/t-CO ₂		
会社情報	別添のとおり			
振替可能削減量の管理を行う事業者の連絡先 (定付欄)	別添のとおり			

(日本工業規格A4用紙)

備考 受付欄には、記入しないこと。

印鑑証明書の印

移転元が指定の場合記載

移転先が一般の場合記載

移転先が指定の場合記載

希望が無い場合は空欄

シリアル番号の希望がある場合に記載

任意記載

別添も記載すること

(様式URL)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

2 排出量取引の手続きについて

振替申請書の記入方法

(超過削減量・オフセットクレジット共通)

- ※ 一般管理口座に複数の事業所のオフセットクレジット等がある場合には、識別番号（シリアル番号）を記入することにより、どの事業所のオフセットクレジット等に移転するか選択することができます。
- ※ シリアル番号の記載が無い場合はシリアル番号の小さいオフセットクレジット等から移転します。
- ※ 記載された取引価格を個別に公表することはありませんが、一定量の取引が確保できた段階で統計処理をして公表します。
(会計処理、税務処理の公正価格の参考とするため)
- ※ 振替後の通知は移転元の申請者にのみ送付します。

移転先事業者が確認するには次の方法等があります。

- ・移転元事業者が発行される振替通知書の写し
- ・移転先一般管理口座の証明書

2 排出量取引の手続きについて

振替申請書の記入方法（埼玉連携クレジット）

東京都の一般管理口座に移転する場合の申請

●申請者

クレジット移転元の口座名義人

●申請書類

振替可能削減量振替申請書

●添付書類

(1)印鑑証明書

（既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要）

(2)振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について **（任意）**

※増加の記録がされる口座情報には東京都の口座を記入

※申請者には埼玉県から

「クレジット等の減少記録を証明する書類」が通知される。

この書類を添付して東京都に発行申請する

様式用紙号		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
（あて先） 埼玉県知事		さいたま市浦和区高砂 〇〇-〇〇-〇〇 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 （法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
振替可能削減量振替申請書			
埼玉県削減量口座振替振替申請書（本第1項又は第14条の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。）			
減少の記録がされる口座情報	口座に係る大 概的事業所の 情報（指定管理 口座に限る。）	事業所の 名称 事業所の 所在地 事業所 番号	口座番号 110-110-00000000####-00
増加の記録がされる口座情報	口座に係る大 概的事業所の 情報（指定管理 口座に限る。）	事業所の 名称 事業所の 所在地 事業所 番号	口座番号 〇〇〇-110-〇〇〇
振替の理由となった事由		管理口座の種類 東京都口座	
振替希望日		株式会社〇〇	
振替可能削減量に係る情報		超過削減量 〇〇t-CO ₂	
1単位当たりの排出価格		〇〇円/t-CO ₂	
記付書類		別添のとおり	
振替可能削減量の管理を行う事業者の連絡先		別添のとおり	
（空白欄）			

印鑑証明書の印

口座の種類は東京都口座とし、東京都の移転先口座を記載

希望が無い場合は空欄

シリアル番号の希望がある場合に記載

任意記載

別添も記載すること

（様式URL）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

2 排出量取引の手続きについて 口座情報を確認したい場合の手続き

● 申請者

口座名義人又は口座管理者

● 申請書類

削減量口座簿記録事項証明書交付申請書
(様式第20号)

● 添付書類

印鑑証明書

(既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要)

様式第20号

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

(あて先)
埼玉県知事

さいたま市浦和区高砂
〇〇—〇〇—〇〇
株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

住所
氏名

〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

削減量口座簿記録事項証明書交付申請書

埼玉県削減量口座簿記録事項第24条第1項の規定により、削減量口座簿に登録されている事項であって、次の管理口座に登録されているもののうち、次の事項の証明書の交付を申請します。

口 座 番 号	110-100- 00000000####-00	管理口座 の 種 別	指定
口座に係る 大規模事業者 の 債 権 (指定管理 口座に関する。)	事業者の 名 称 株式会社〇〇 〇〇工場 事業者の 所 在 地 〇〇市〇〇△△-△△-△△ 事業所 番 号 〇〇〇〇〇〇		指定への証明 の場合記載
証明を希望する事項	別添のとおり		
交付を希望する数	〇 冊		
添 付 書 類	別添のとおり		
削減量削減量等の管理を 行う部署等の連絡先	会社名		連絡先を記載
	郵便番号		
	管理部署住所		
	所属名		
	担当氏名		
	電話番号		
	Fax番号		
	E-mailアドレス		

(交付欄)

備考 交付欄には、記入しないこと。

(日本工業規格A列4番)

(様式URL)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

2 排出量取引の手続きについて 口座情報を確認したい場合の手続き

※ 取引前にクレジットの数量等を確認することをお勧めします。

※ 各口座に帰属するクレジット等の種類ごとの数量及び識別番号欄にチェックすると、第2計画期間へのバンキングの増加倍率を証明書に記載します。

裏面

別添（証明を希望する事項）

チェック	指定管理口座	チェック	一般管理口座
<input checked="" type="checkbox"/>	指定管理口座に帰属するクレジット等の種類ごとの数量及び識別番号	<input checked="" type="checkbox"/>	一般管理口座に帰属するオフセットクレジット等の種類ごとの数量及び識別番号
	オフセットクレジット等の移転量及び移転した日付		オフセットクレジット等の移転量及び移転した日付
	超過削減量及びその他ガス削減量の発行量及び発行した日付		オフセットクレジットの発行量及び発行した日付
	一般管理口座との関連付けの状況		指定管理口座との関連付けの状況
	クレジット等の充当量及び充当した日付	証明を希望する年月日	
	指針別表第5の目標達成の状況	平成 年 月 日時点 における口座情報の証明	

添付書類

法人の場合	印鑑証明書又はこれに準じるもの	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
個人の場合	住民票又はこれに準じるもの	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無

※ 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に印鑑証明書（原本）又は住民票を既に提出しており、その記載内容に変更がない場合は不要。

（様式URL）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

2 排出量取引の手続きについて クレジット等の有効期限

クレジット等の種類	第 1 計画期間発行分の有効期限	第 2 計画期間発行分の有効期限
超過削減量	第 2 計画期間の整理期間 (令和 3 年 9 月末) まで	第 3 計画期間の整理期間 (令和 8 年 9 月末) まで
県外クレジット		
再エネクレジット (環境価値換算量)		
その他ガス削減量		
県内中小クレジット		
森林吸収クレジット※		
東京連携クレジット		

※ 平成20年3月以前に森林吸収された量は、第 2 削減計画期間以降の目標達成には利用不可。

(備考) 再エネクレジット (その他削減量) については次ページ参照。

2 排出量取引の手続きについて

再エネクレジット（その他削減量）の有効期限

発電期間の末日	証書等の発行時期	有効期限
H20～ H22 年度	第 1 計画期間	第 2 計画期間の整理期間（令和3年9月末）まで
	第 2 計画期間	第 3 計画期間の整理期間（令和8年9月末）まで
	第 3 計画期間	利用不可
第 1 計画期間 （H23～H26年度）	第 1 計画期間	第 2 計画期間の整理期間（令和3年9月末）まで
	第 2 計画期間	第 3 計画期間の整理期間（令和8年9月末）まで
	第 3 計画期間	第 2 計画期間の整理期間（令和3年9月末）まで
第 2 計画期間 （H27～R元年度）	第 2 計画期間	第 3 計画期間の整理期間（令和8年9月末）まで
	第 3 計画期間	
第 3 計画期間 （R2～R6年度）	第 3 計画期間	翌 計画期間の整理期間まで

（備考）平成20年3月末日以前に発電されたものは、第2削減計画期間以降の目標達成には使用できません。

制度に関するお問い合わせ

埼玉県 環境部 温暖化対策課
計画制度・排出量取引担当

TEL : 048-830-3043, 3044

FAX : 048-830-4777

E-mail : a3030-03@pref.saitama.lg.jp

エル・ジー